

妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業

環境影響評価書案のあらまし

令和 3 年 1 月

世紀東急工業株式会社

事業の概要

○事業者の名称及び所在地

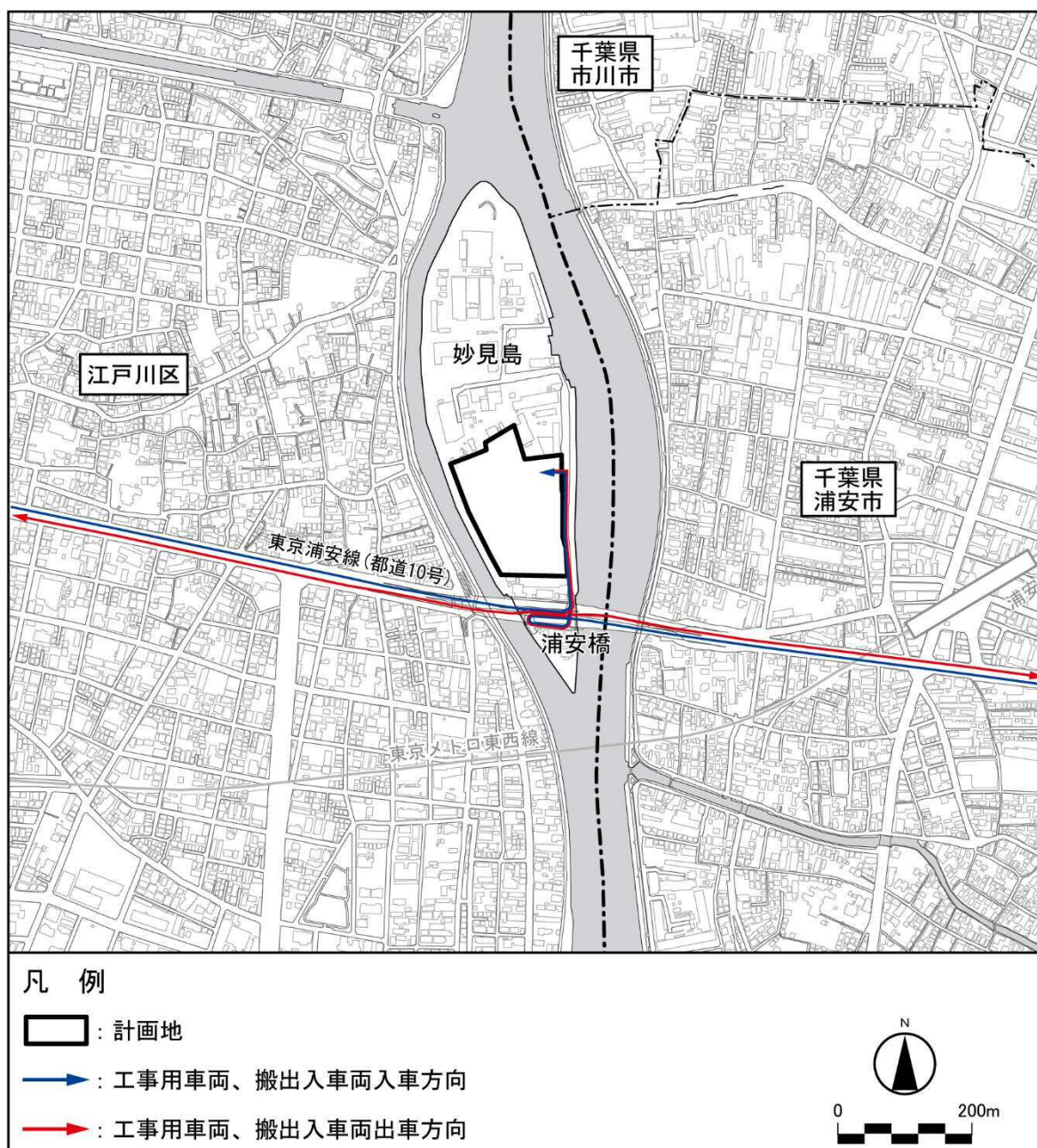
名 称：世紀東急工業株式会社
代 表 者：代表取締役 平 喜一
所 在 地：東京都港区三田三丁目 13 番 16 号

○対象事業の名称及び種類

事業の名称：妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業
事業の種類：廃棄物処理施設の設置

○対象事業の位置

計画地は、東京都江戸川区東葛西三丁目 17 番 37 号に位置しています。



事業の目的

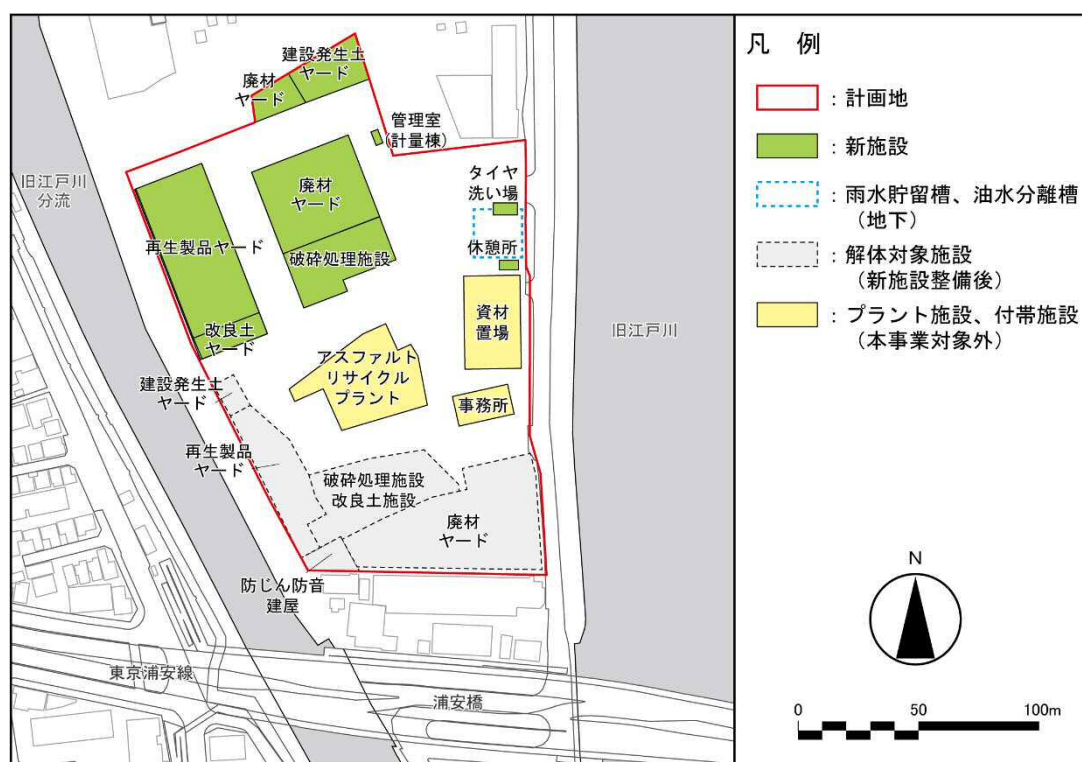
既存破砕処理施設は、昭和 61 年に稼働を開始し、30 年以上、がれき類の中間処理を進めてきました。近年は、粉じん、騒音等の様々な環境保全対策を講じてきましたが、用地の制約・施設の老朽化等から、これ以上の環境保全対策を講じることは困難となってきています。

本事業は、現在、野外に設置されている既存破砕処理施設等を高さ約 14～16.5m の建屋に格納することで、粉じん及び騒音等へさらなる環境対策を講じます。また、構内道路の整備などにより、接続道路の渋滞緩和も図ります。これらの環境保全対策のほか、処理能力の増強と労働時間の短縮等の両立を目指すため、新敷地に破砕処理施設を整備するものです。

事業計画の概要

○施設概要

計画地北側の中央部に建屋に格納された破砕処理施設を配置し、その北側に廃材ヤード、西側に搬出入口のみ開放された再生製品ヤードを配置する計画です。新規破砕処理施設の整備後は、既存破砕処理施設及び既存の廃材ヤード等は解体します。



○設備概要

廃材の処理能力は、既存施設の 60t/h から 300t/h に、建設発生土の処理能力は既存施設 45t/h から 50t/h に増強されます。

○運転計画

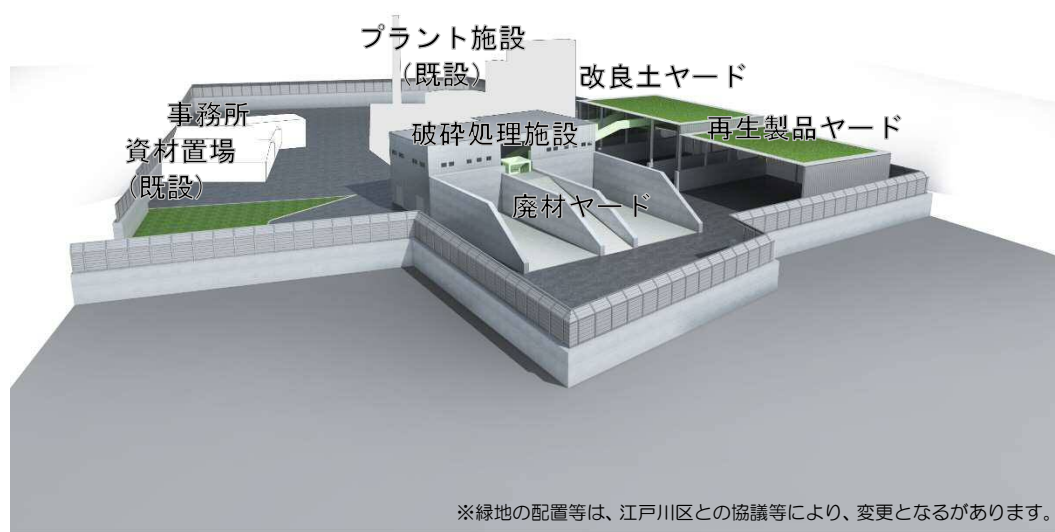
運転時間は、原則 8 時～17 時の 8 時間としますが、メンテナンス作業で日中に稼働できない時や夜間の搬入量が多い時は、夜間運転を行う場合があります。ただし、夜間運転を行う場合でも日当たりの処理量は、8 時間の最大処理能力である 2,400t/日を超えない運転計画とします。

○緑化計画

計画地出入口付近の地上部及び再生製品ヤードの屋上に「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」の基準を遵守した緑地を配置する計画です。

○環境保全計画

破碎処理施設は、高さ約 16.5m の建築物内に格納、廃材を搬送するベルトコンベヤは防じん・防音カバーで囲うことで、破碎及び運搬の過程での粉じんの飛散防止、騒音の伝搬抑制をいたします。



完成予想図（北側から破碎処理施設を望む）

工事計画

本事業は、令和 3(2021)年秋頃(10～11 月)に工事着手し、令和 4(2022)年秋頃(10～11 月)に試運転、令和 4(2022)年冬(11～12 月)に新施設での操業を開始する予定です。

また、新施設の運転開始後に、既存破碎処理施設及び既存廃材ヤード等の解体工事を行う計画です。

工種		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新施設	基礎工事・土工事		■		
	躯体工事			■	
	プラント工事(機械配置)			■	
	建屋工事			■	
	排水・外構工事			■	
	試運転			■	
	供用開始			→	
既存施設	解体工事			■	

環境影響評価項目

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討し、大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物及び温室効果ガスの5項目としました。

環境影響評価の項目	区分	工事の施行中			工事の完了後		
	環境影響要因	施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	搬出入車両の走行
大気汚染			○	○		○	○
悪臭							
騒音・振動			○	○		○	○
水質汚濁							
土壌汚染							
地盤							
地形・地質							
水循環							
生物・生態系							
日影							
電波障害							
風環境							
景観					○		
史跡・文化財							
自然との触れ合い活動の場							
廃棄物		○				○	
温室効果ガス						○	

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価の概要

1. 大気汚染

○環境に及ぼす影響の内容及び程度

工事の 施行中	【建設機械の稼働】 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.049ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は 0.048mg/m ³ であり、評価の指標とした環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m ³ 以下）を満足します。
	【工事用車両の走行】 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.041ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は 0.047mg/m ³ であり、評価の指標とした環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m ³ 以下）を満足します。
工事の 完了後	【施設の稼働】 破砕処理施設は高さ約 16.5m の建築物内に格納し、施設内には集じん機を設置します。また、廃材を搬送するベルトコンベヤは防じん・防音カバーで囲い、粉じんの発生及び飛散を最小限に抑えることから、評価の指標とした「一般粉じん発生施設の構造等に関する基準」及び「事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されている」ことを満足すると考えます。
	【搬出入車両の走行】 搬出入車両の走行に伴う二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.041ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は 0.047mg/m ³ であり、評価の指標とした環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m ³ 以下）を満足します。

○環境保全のための措置

工事の 施行中	・計画地の周囲に高さ約 10m の遮音壁を設置し、出入口となる計画地東側には仮囲い(高さ3m)を設置します。 ・排出ガス対策型の建設機械を使用します。 ・工事現場及び工事用車両が走行する計画地東側道路には、必要に応じて散水し、粉じんの発生を防止します。 ・粉じんの飛散が起こりやすい工事用車両には、カバーシートを使用し、タイヤ洗い場にて、付着した泥・土の水洗いを行います。 ・建設機械及び工事用車両は、集中稼働しないよう工事内容の平準化及び効率的な稼働に努め、アイドリングストップや不要な空ぶかしの禁止を徹底します。
工事の 完了後	・計画地の周囲に高さ約 10m の遮音壁を設置し、ヤードでの積み下ろし時に発生する粉じんの飛散を防止します。 ・廃材及び建設発生土を投入するホッパーにシャワーノズルを取り付け、粉じんの発生を防止します。 ・タイヤ洗い場の設置、場内散水等を行うことにより、粉じんの飛散を防止します。 ・各設備は定期点検を実施し、適切な運転管理に努めます。 ・構内を走行する搬出入車両の走行に対して、構内速度の遵守、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを励行します。 ・施設の出入口には警備員が常駐し、搬出入車両の誘導に当たり、車両が接続道路に滞留しないよう努めます。

2. 騒音・振動

○環境に及ぼす影響の内容及び程度

工事の 施行中	【建設機械の稼働】 建設機械の稼働に伴う騒音レベルは計画地北東側敷地境界において、最大 77dB であり、評価の指標とした規制基準(建設工事：80dB)を下回ります。 また、建設機械の稼働に伴う振動レベルは計画地南側敷地境界において、最大 67dB であり、評価の指標とした規制基準(解体工事：75dB)を下回ります。 【工事用車両の走行】 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは 69dB であり、評価の指標とした環境基準(70dB)を下回ります。 また、工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベルは 46～49dB であり、評価の指標とした規制基準(65dB)下回ります。
工事の 完了後	【施設の稼働】 施設の稼働に伴う騒音レベルは計画地東側敷地境界において、最大 50dB であり、すべての時間帯において、評価の指標とした規制基準(昼間 60dB、朝・夕 55dB、夜間 50dB)を下回ります。 施設の稼働に伴う振動レベルは計画地北側敷地境界において、最大 32dB であり、すべての時間帯において、評価の指標とした規制基準(昼間 65dB、夜間 60dB)を下回ります。 施設の稼働に伴うG特性音圧レベル(L_{G5})予測結果は 81～91dB であり、評価の指標とした低周波の感覚閾値(100dB)を下回ります。また、1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベルの予測結果は 51～75dB であり、評価の指標とした「建具のがたつき閾値」を下回ります。 【搬出入車両の走行】 搬出入車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは昼間 69dB、夜間 65～66dB であり、夜間の 1 地点を除き、評価の指標とした環境基準(70dB)を下回ります。環境基準を超過した地点は、現況において環境基準を上回っており、搬出入車両に伴う騒音レベルの増加分は 0.2dB であることから、現況の騒音レベルを著しく増加させることはありません。 搬出入車両の走行に伴う道路交通振動レベルは昼間 46～49dB、夜間 45～47dB であり、評価の指標とした規制基準(昼間：65dB、夜間 60dB)を下回ります。

○環境保全のための措置

工事の 施行中	- 計画地の周囲に高さ約 10m の遮音壁を設置し、出入口となる計画地東側には仮囲い(高さ 3m)を設置します。 - 建設機械は、低騒音型・低振動型を使用します。 - 建設機械は、点検及び整備を行い、良好な状態で使用し、騒音・振動の発生を極力少なくするよう努めます。 - 全行程の平準化を検討し、建設機械及び工事用車両が集中しないようにします。 - 工事用車両の走行に対して、速度の遵守、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップの周知を徹底します。
工事の 完了後	- 設備は、すべて屋内に設置します。 - 計画地の周囲には高さ約 10m の遮音壁を設置します。 - 設備機器は、定期的なメンテナンスを行い、機器の異常による大きな騒音・振動の発生を未然に防ぎます。 - 構内を走行する搬出入車両の走行に対して、構内速度の遵守、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを励行する。 - 施設の出入口には警備員が常駐し、搬出入車両の誘導に当たり、車両が接続道路に滞留しないよう努めます。

3. 景観

○環境に及ぼす影響の内容及び程度

工事の完了後	[主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度] 本事業は、既存破砕処理施設に隣接する敷地において、新たに破砕処理施設を整備するものです。工事の完了後の主な建築物等は破砕処理施設、再生製品ヤードであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測します。
	[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 工事の完了後の主な建築物等は破砕処理施設、再生製品ヤードであり、基本的な景観構成要素の変化はありません。 また、建築物等の高さは周辺の建物群のスカイラインに調和した計画とすることから、眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測します。



工事の完了後



眺望景観の変化（赤：変更箇所、青：既存施設）

健康の道（計画地西側のウォーキングコース）からの眺望景観



工事の完了後



眺望景観の変化（赤：変更箇所、青：既存施設）

旧江戸川の堤防（計画地北東側）からの眺望景観

○環境保全のための措置

工事の完了後	・建築物等の外観意匠については、「江戸川区景観計画」に定める景観形成基準に基づいた周辺環境と調和したデザインとします。 ・建築物等は、周辺の建物群のスカイラインに調和した高さとします。 ・再生製品ヤードの屋上緑化など、緑化を図ります。 ・色彩は、「江戸川区景観計画」に定められた色彩基準に基づいたものとします。 ・「江戸川区景観条例」に基づく届出を行い、景観に配慮した計画とします。
--------	---

4. 廃棄物

○環境に及ぼす影響の内容及び程度

工事の 施行中	【破碎処理施設等の建設に伴う産業廃棄物、建設発生土】 主な廃棄物であるコンクリートは既存破碎処理施設において、その他の廃棄物は再資源化施設に搬出し、可能な限り再資源化を図ります。再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより、適正に処理・処分したことを確認します。 また、建設発生土は、可能な限り既存改良土施設で処理し、再資源化を図ります。
	【既存破碎処理施設等の解体・撤去に伴う産業廃棄物】 主な廃棄物であるコンクリートは整備後の破碎処理施設において再資源化を図り、金属くずは全量、有価物として、回収業者へ搬出します。 なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより、適正に処理・処分したことを確認します。
	【非飛散性アスベスト廃棄物の保管方法及び運搬方法】 非飛散性アスベスト廃棄物は、運搬されるまでの間、他の物と混合しないよう仕切りを設ける、石綿含有産業廃棄物である旨等を表示した二重袋に詰めるなどの対策を講じて保管し、運搬は許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認します。
工事の 完了後	主な廃棄物である処理残さは、再資源化施設へ搬出し、再資源化を図り、鉄筋くずは全量、有価物として、回収業者へ搬出します。

○環境保全のための措置

工事の 施行中	- 建設発生土は、一部埋戻し、残りは既存改良土施設において再資源化を図ります。 - 既存改良土施設で処理できない量となった場合は、建設発生土受入地の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛けを行い搬出します。 - 建設廃棄物は、分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成 32 年度(2020 年度)の目標値を踏まえて可能な限り、再資源化を図ります。 - 建設汚泥は脱水等の減量化・再資源化を行い、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成 32 年度(2020 年度)の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図ります。 - 既存破碎処理施設の建屋において、レベル 3 に該当するアスベストの使用が確認されているため、関係法令に基づく必要な措置を講じます。また、既存破碎処理施設の稼働中に確認できない箇所については、解体工事前に調査を行い、アスベストの使用の有無を確認し、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」に基づき適切に処理・処分します。
工事の 完了後	事務所での事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物は、発生抑制及び分別を徹底し、施設内に設置された保管場所から江戸川区が回収し、処分します。

5. 温室効果ガス

○環境に及ぼす影響の内容及び程度

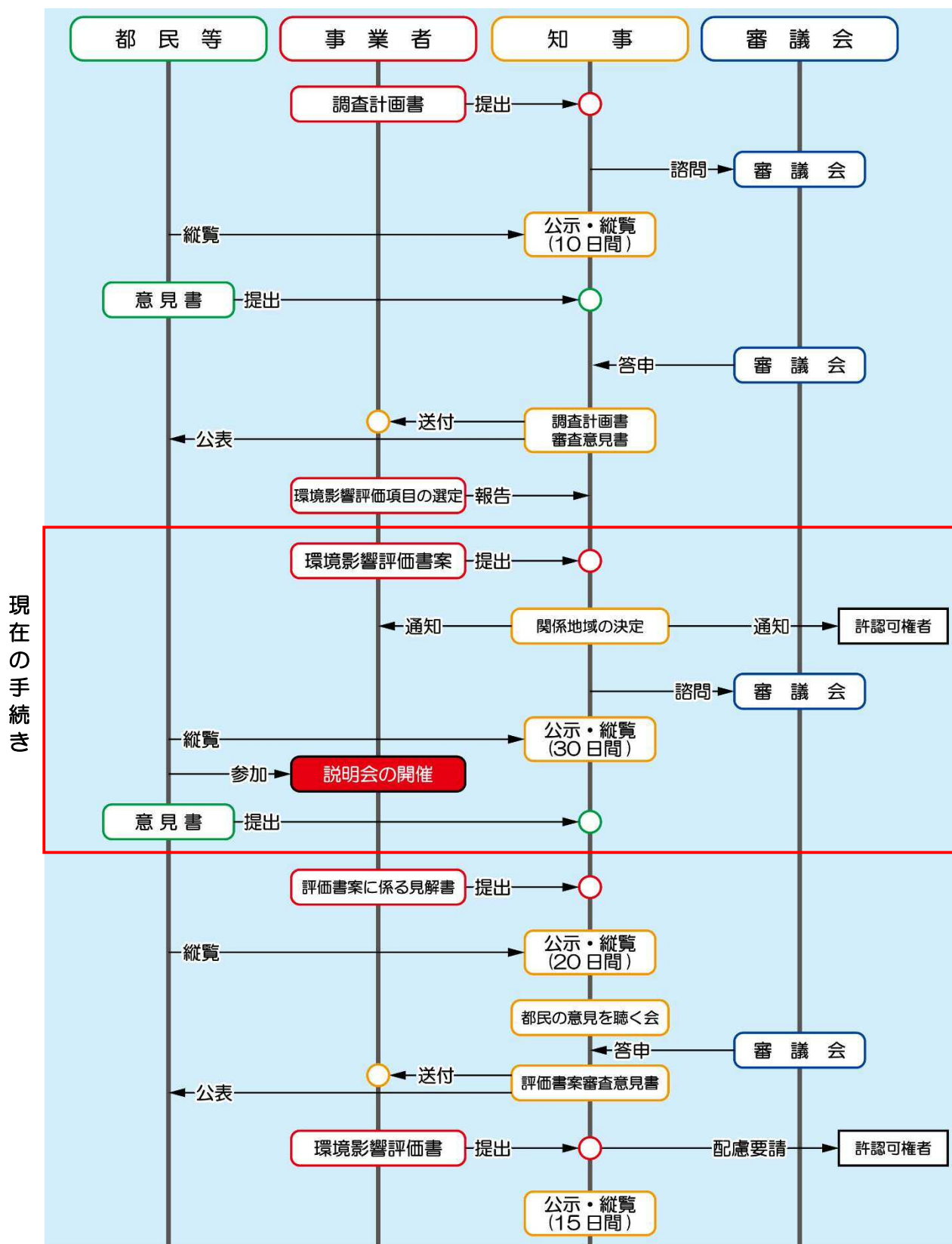
工事の 完了後	破碎処理施設においては、既存破碎処理施設よりも高効率設備を導入することで、温室効果ガスの排出量は約 6.0%削減されると予測されます。
------------	---

○環境保全のための措置

工事の 完了後	- 高効率設備の導入により、二酸化炭素排出量の削減を図ります。 - 搬入車両出入口付近の地上部及び再生製品ヤード屋上の緑化により、二酸化炭素の吸収量の増加を図ります。 - LED 照明導入により、エネルギー使用量を削減します。
------------	---

環境影響評価の手続きの流れ

東京都の環境影響評価の手続きの流れは下図に示すとおりです。本日は、赤塗りの「説明会」にあたります。



意見書の提出について

環境影響評価書案について、ご意見のある方は縦覧期間中（公示の日から45日以内）に意見書を東京都知事に提出することができます。意見書の提出先等は、以下になります。

- 意見書の記載事項
 1. 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
 2. 対象事業の名称
 3. 環境の保全の見地からの意見
- 意見書の提出期限
令和3年3月3日（水）まで
- 意見書の提出先
東京都 環境局 総務部 環境政策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎19階
- 意見書の提出方法
持参・郵送（郵送の場合、消印有効）

環境影響評価書案の縦覧・閲覧場所

縦覧期間：令和3年1月18日（月）～令和3年2月16日（火）（土・日・祝日を除く。）

縦覧場所：東京都 環境局 総務部 環境政策課（東京都庁第二本庁舎19階）

：東京都 多摩環境事務所 管理課（東京都立川合同庁舎3階）

：江戸川区 環境部 環境推進課（江戸川区中央一丁目4番1号）

：市川市 環境部 循環型社会推進課（千葉県市川市市川南二丁目9番12号）

：浦安市 環境部 環境保全課（千葉県浦安市猫実一丁目1番1号）

その他の閲覧場所

江戸川区	葛西区民館、長島桑川コミュニティ会館、 二之江コミュニティ会館、東葛西コミュニティ会館
市川市	広尾防災公園 管理事務所
浦安市	環境部 環境保全課、情報公開室、当代島公民館、中央公民館、堀江公民館 浦安駅前行政サービスセンター

メモ等にご利用下さい。

事業者お問い合わせ先

世紀東急工業株式会社

住所：東京都江戸川区東葛西三丁目 17 番 37 号

TEL：03-3680-5326